

くらしのとびら

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇<http://www.wcac.jp/>

18歳で大人に～若者の消費者トラブルにご注意を！～

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。契約の知識や社会経験の少ない若い世代は、消費者トラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。

いつから成年になるの？

生年月日	成年日	成年年齢
～2002年4月1日	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日～	18歳の誕生日	18歳

若者に多い消費者トラブル

- ◇「稼げる」という SNS 広告を見て副業サイトにアクセスし、情報商材を購入したあと、高額なサポートプランの契約をした。
- ◇ SNS で知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を払った。
- ◇「10万円全身脱毛」の広告を見たが、実際は70万円の高額コースを勧められ契約した。
- ◇健康食品、化粧品など1回限りの注文のつもりが「定期購入」だった。
- ◇オンラインスクールの契約金額が高額で「お金がない」と断ると、事業者に貸金業者の無人借入機まで同行され、借金したお金で契約してしまった。



参考：独立行政法人国民生活センター「若者向け注意喚起シリーズ」

【ポイント】

- 内容をよく確認してから契約しましょう
- SNSなどで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう
- 必要のないものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- その場ですぐ契約せず、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- 「簡単にもうかる」「今だけ無料」などのうまい話はうのみにせず、まず疑ってみましょう
- 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号など)を安易に提供しないようにしましょう

消費者トラブルに巻き込まれるなど、困ったときは・・・

消費者ホットライン「188」へお電話を!!



契約の基礎知識

「契約」って何だろう？

私たちは、日常生活の中でいろいろな「契約」を繰り返しながら暮らしています。日常の消費生活では、契約書を交わさないことがほとんどで、あまり意識せずに「契約」を行っています。商品を買ったり、サービスを利用したりするのも契約です。契約が成立すると権利と義務が発生することから、一方的にやめることはできません。当事者が法律的に責任を負うという意識を持つことが大切です。

つまり、契約とは、「**法的な責任が生じる約束**」のことです。

<契約の例>

お菓子を買う 洋服を買う バスや電車に乗る 引っ越しをする アパートを借りる 髪を切るなど

「契約」が成立するのはいつ？



✓ 双方で合意したときに契約が成立

□ 約束でも契約は成立
契約書は証拠を残すためのもの

✓ 契約が成立すると「権利」と「義務」が発生

商品等を受け取る権利・渡す義務
代金を支払う義務・受け取る権利

「契約」はやめられる？

契約は基本的にはやめることはできません。そのため、契約前に慎重に判断する必要があります。ただし、次の場合は、契約を解除したり取り消すことが可能です。

○クーリング・オフ制度が適用される場合（無条件で契約を解除できる制度）

販売方法	期間
訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールスなど含む)	8日間
電話勧誘販売	
継続的なサービス(エステ・語学教室・塾など6業種)	
訪問購入(訪問買取)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネスともいわれる)	
内職・モニター商法	

通信販売や店舗販売には、クーリング・オフ制度はありません

○未成年者(2022年4月から18歳未満)が親などの同意を得ないで契約した場合(条件有)

○勧誘方法に問題がある場合など

契約にはトラブルもたくさんあります。

困ったときは早めに消費生活センターなどへ相談しましょう。